

旅行業の登録業務範囲及び登録行政庁について

		登録行政庁 (申請先)	企画旅行の計画・実施				手配旅行		他の旅行業者の 募集型企画旅行の販売 (受託販売)	
			募集型		受注型					
			海外	国内	海外	国内	海外	国内	海外	国内
旅 行 業	第1種	観光庁長官	○	○	○	○	○	○	○	
	第2種	主たる営業所の	×	○	○	○	○	○	○	
	第3種	所在地を 管轄する	×	○ (注1)	○	○	○	○	○	
	地域限定	都道府県知事	×	○ (注1)	×	○ (注2)	×	○ (注2)	○	

※ 募集型企画旅行：あらかじめ旅行の計画を作成し、参加者を募るもの。(いわゆる「パッケツアー」)

受注型企画旅行：旅行者からの依頼により、旅行の計画を作成するもの。(修学旅行等)

手配旅行：チケット手配等

(注1) 募集型企画旅行の催行区域が、当該募集型企画旅行ごとに、当該事業者の自らの営業所のある市町村(特別区を含む。以下同じ。)

これに隣接する市町村及び観光庁長官の定める区域の区域内に設定されること。

(注2) 当該事業者の自らの営業所のある市町村、これに隣接する市町村及び観光庁長官の定める区域の区域内であること。